

# 兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則                               | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○ 森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（林務課） | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ●森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第19号）

森林組合法の一部改正により、森林組合等が行政庁の認可を受けてその事業を分割して他の森林組合等に承継させる吸収分割又は新設分割の制度が設けられることに伴い、当該吸収分割又は新設分割の認可の申請に係る手続を定める等、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第19号

#### 森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

森林組合に関する手続を定める規則（昭和54年兵庫県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号、第2項第2号、第3項及び第4項第2号、第4条第1項第3号、第2項第2号、第3項及び第4項第2号、第5条第1項第3号、第2項第2号、第3項及び第4項第2号並びに第6条の2第1項第3号、第2項第2号、第3項及び第4項第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第6条の3の見出し中「仮理事」を「一時役員」に改め、同条中「仮理事の」を「一時役員」に、「森林組合仮理事選任（総会招集）請求書」を「森林組合一時役員選任（総会招集）請求書」に改める。

第7条第1項第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第2項中「規定による申請」を「認可の申請」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第66条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第67条第2項」を「第67条第2項本文」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第8条第7号中「第44条第9項」の右に「(法第9条第2項第3号に規定する組合員の生産する林産物その他の物資の販売を行う森林組合にあっては、法第44条第9項及び第10項)」を加える。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 解散の決議をした月の前月末日における貸借対照表（非出資組合（法第41条の2第1項に規定する非出資組合をいう。次条第1項第3号において同じ。）にあっては、同日における財産目録）

第9条2号中「を議決した総会」を「の決議をした総会又は総代会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の認可の申請が総代会の決議により解散をする森林組合に関するものであるときは、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第65条の2第1項の規定による通知を行ったことを証する書面

(2) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集の請求が行われていないことを記載した書面

第10条第1項第1号中「合併を議決した各森林組合の総会」を「法第84条第1項の規定による承認の決議（次項及び第4項において「合併承認決議」という。）をした総会、総代会又は理事会」に改め、同項第3号中「森林組合の財務確認基準日の財産目録及び貸借対照表」を「各森林組合の最終事業年度（最終事業年度がない場合にあつては、当該森林組合の設立の日）における貸借対照表（非出資組合にあっては、最終事業年度（最終事業年度がない場合にあつては、当該非出資組合の設立の日）における財産目録）」に改め、同項に次の1号を

加える。

(5) 合併後存続する森林組合又は合併により設立される森林組合の定款及び事業計画

第10条第3項中「申請が」を「認可の申請が合併による」に改め、同項第4号中「第44条第9項」を「第44条第9項本文（法第9条第2項第3号に規定する組合員の生産する林産物その他の物資の販売を行う森林組合にあっては、法第85条第3項において準用する法第44条第9項本文及び第10項）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の規定による」を「第1項の認可の」に改め、「出資組合」の右に「（法第9条第3項に規定する出資組合をいう。次条第1項及び第10条の4において同じ。）」を加え、「同項」を「第1項」に、「法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定による手続をしたことを証する書面及び法第84条第4項において準用する法第67条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第84条第4項において準用する法第66条第2項又は第3項の規定による手続をしたことを証する書面
- (2) 法第84条第4項において準用する法第67条第2項本文の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

第10条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項の認可の申請が法第84条の2第1項の規定により総会の合併承認決議を経ないで行う合併に関するものであるときは、第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第84条の2第3項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
- (2) 法第84条の2第4項の規定による合併に反対の意思の通知が行われていないことを記載した書面

第10条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の認可の申請が総代会の合併承認決議による合併に関するものであるときは、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第65条の2第1項の規定による通知を行ったことを証する書面
- (2) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集の請求が行われていないことを記載した書面

第10条の2中「様式第10号の2」を「様式第10号の3」に改め、同条第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第4号中「組織変更議決時の財産目録及び」を「組織変更決議時の」に改め、同条第5号中「において読み替えて」を「又は法第100条の18において」に改め、「第66条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条第6号中「第100条の3第6項」の右に「又は法第100条の18」を加え、「第67条第2項」を「第67条第2項本文」に改め、同条を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（吸収分割の認可の申請）

第10条の2 吸収分割（法第88条の2第1項に規定する吸収分割をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）をする出資組合及び当該吸収分割の相手方である出資組合又は出資連合会（法第101条第2項に規定する出資連合会をいう。以下この条及び第10条の4第1項において同じ。）は、法第88条の3第2項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、出資組合吸収分割認可申請書（様式第10号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 法第88条の2第2項の規定による承認の決議（次項及び第3項において「吸収分割承認決議」という。）をした総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- (2) 吸収分割の経過を記載した書面
- (3) 吸収分割をする出資組合及び当該吸収分割の相手方である出資組合又は出資連合会の最終事業年度（最終事業年度がない場合にあつては、当該出資組合又は出資連合会の成立の日）における貸借対照表
- (4) 吸収分割契約書の謄本
- (5) 法第88条の5第1項において準用する法第66条第2項又は第3項の規定による手続をしたことを証する書面
- (6) 法第88条の5第1項において準用する法第67条第2項本文の手続をしたときは、そのことを証する書面
- (7) 吸収分割をする出資組合及び当該吸収分割の相手方である出資組合又は出資連合会の定款及び事業計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

2 前項の認可の申請が総代会の吸収分割承認決議による吸収分割に関するものであるときは、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知を行ったことを証する書面
- (2) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定による総会の招集の請求が行われていないことを記載した書面

3 第1項の認可の申請が法第88条の4第1項又は第2項の規定により総会の吸収分割承認決議を経ないで行う吸収分割に関するものであるときは、第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第88条の4第4項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
- (2) 法第88条の4第5項の規定による吸収分割に反対の意思の通知が行われていないことを記載した書面

4 第1項及び前項の規定は、出資連合会が法第108条の5第2項の規定により吸収分割（法第108条の4第1項に規定する吸収分割をいう。）の認可を受けようとするときについて準用する。

第10条の3の次に次の1条を加える。

（新設分割の認可の申請）

第10条の4 新設分割（法第108条の12に規定する新設分割をいう。以下この条及び第12条の3第8号において同じ。）をする出資組合又は出資連合会は、法第108条の13第2項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、出資組合等新設分割認可申請書（様式第10号の4）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 法第108条の12第2項の規定による承認の決議（次項及び第3項において「新設分割承認決議」という。）をした総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- (2) 新設分割の経過を記載した書面
- (3) 新設分割をする各出資組合又は出資連合会の最終事業年度（最終事業年度がない場合にあっては、当該出資組合又は出資連合会の成立の日）における貸借対照表
- (4) 新設分割計画の謄本
- (5) 法第108条の15において準用する法第66条第2項又は第3項の規定による手続をしたことを証する書面
- (6) 法第108条の15において準用する法第67条第2項本文の手続をしたときは、そのことを証する書面
- (7) 新設分割をする各出資組合又は出資連合会及び新設分割によって設立する出資連合会の定款及び事業計画
- (8) 新設分割によって設立する出資連合会に係る次に掲げる書類
  - ア 設立委員の住所、氏名及び略歴を記載した書面
  - イ 設立委員が法第108条の15において準用する法第85条第1項に規定する要件に該当することを証する書面
  - ウ 役員（取締役）の住所、氏名及び略歴を記載した書面
  - エ 理事の構成が法第108条の15において準用する法第85条第3項において準用する法第105条本文（法第101条第1項第5号に規定する所属員の生産する林産物その他の物資の販売を行う出資連合会にあっては、法第108条の15において準用する法第85条第3項において準用する法第44条第10項及び法第105条本文）に規定する要件に該当することを証する書面
  - オ 設立委員会の議事録の謄本
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

2 前項の認可の申請が出資組合の総代会の新設分割承認決議による新設分割に関するものであるときは、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知を行ったことを証する書面
- (2) 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定による総会の招集の請求が行われていないことを記載した書面

3 第1項の認可の申請が法第108条の14第1項の規定により総会の新設分割承認決議を経ないで行う新設分割に関するものであるときは、第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第108条の14第3項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書面
  - (2) 法第108条の14第4項の規定による新設分割に反対の意思の通知が行われていないことを記載した書面
- 第12条の3に次の2号を加える。

- (7) 法第88条の8において準用する会社法第828条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定による法第88条の2第1項に規定する吸収分割の無効の訴え
- (8) 法第108条の18において準用する会社法第828条第1項（第10号に係る部分に限る。）の規定による新設分割の無効の訴え

第14条の見出し中「議決等」を「決議等」に改め、同条中「議決」を「決議」に改める。

第15条第1項中「第7条から第10条まで」を「第6条の3から第8条まで、第9条第1項、第10条第1項、

第3項及び第5項」に、「第12条の3」を「並びに第12条の3」に、「生産森林組合」を「生産森林組合」に改め、「第13条及び前条の規定は森林組合連合会について」を削り、同条第2項中「おいては」の右に「第6条の3中「組合員その他の利害関係人」とあるのは「利害関係人」と、「第53条第1項」とあるのは「第98条の6」と、「一時役員を選任又は総会の招集」とあるのは「一時役員を選任」とを加え、同条に次の2項を加える。

3 第2条から第8条まで、第9条第1項、第10条第1項及び第3項から第5項まで並びに第11条から前条までの規定は、森林組合連合会について準用する。

4 前項の規定により第7条及び第12条の3の規定を準用する場合には、第7条第1項中「第61条第2項」とあるのは「第108条の2第2項」と、第12条の3第7号中「第88条の8」とあるのは「第88条の8又は第108条の10」と、「第88条の2第1項」とあるのは「第88条の2第1項又は第108条の4第1項」と読み替えるものとする。

様式第1号中「議決」を「決議」に改める。

様式第1号の2中

「代表者の氏名.....」

を

「代表者の氏名.....」

電 話 ( ) —

電子メール .....

に、「議決」を「決議」に改める。

様式第4号中「議決」を「決議」に改める。

様式第4号の2中

「代表者の氏名.....」

を

「代表者の氏名.....」

電 話 ( ) —

電子メール .....

に、「議決」を「決議」に改める。

様式第5号中「議決」を「決議」に改める。

様式第5号の2中

「代表者の氏名.....」

を

「代表者の氏名.....」

電 話 ( ) —

電子メール .....

に、「議決」を「決議」に改める。

様式第6号の2中「議決」を「決議」に改める。

様式第6号の3中

「代表者の氏名.....」

を

「代表者の氏名.....」

電 話 ( ) —

電子メール .....

に、「議決」を「決議」に改める。

様式第6号の4中「森林組合仮理事選任（総会招集）請求書」を「森林組合一時役員選任（総会招集）請求書」に改める。

様式第7号中「議決」を「決議」に改める。

様式第7号の2中

「代表者の氏名.....」

を

「代表者の氏名.....」

電話( ) —

電子メール

に、「議決」を「決議」に改める。

様式第9号中「議決」を「決議」に改める。

様式第10号中「を議決した」を「の決議をした」に、「総会」を「総会等」に、「議決の」を「決議の」に改め、同様式注中「設立委員」の右に「の全員」を加える。

様式第10号の2中「第10条の2関係」を「第10条の3関係」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を様式第10号の3とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の4（第10条の4関係）

出資組合等新設分割認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

設立委員 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....  
電話（ ） —

.....  
電子メール.....

|                       |            |       |       |
|-----------------------|------------|-------|-------|
| 新設分割の決議をした新設分割組合等の総会等 | 新設分割組合等の名称 |       |       |
|                       | 決議の年月日     | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 新設分割予定年月日             |            | 年 月 日 |       |
| 新設分割設立連合会             | 名称         |       |       |
|                       | 所在地        |       |       |
| 新設分割の事由               |            |       |       |

注 設立委員の全員を連記すること。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第10条の2関係）

出資組合等吸収分割認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

吸収分割組合 所在地.....  
 名 称.....  
 代表者の氏名.....  
 電 話 ( ) .....  
 電子メール.....  
 吸収分割承継組合等 所在地.....  
 名 称.....  
 代表者の氏名.....  
 電 話 ( ) .....  
 電子メール.....

|                                 |                |        |           |
|---------------------------------|----------------|--------|-----------|
| 吸収分割の決議をした吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の総会等 | 区 分            | 吸収分割組合 | 吸収分割承継組合等 |
|                                 | 名 称            |        |           |
|                                 | 決 議 の<br>年 月 日 | 年 月 日  | 年 月 日     |
| 吸 收 分 割 予 定 年 月 日               |                | 年 月 日  |           |
| 吸 收 分 割 の 事 由                   |                |        |           |

様式第20号中「議決」を「決議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の森林組合に関する手続を定める規則第2条、第4条、第5条、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第14条（これらの規定を改正後の規則第15条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）並びに様式第1号、様式1号の2、様式第4号から様式第5号の2まで、様式第6

号の2、様式第6号の3、様式第7号、様式第7号の2、様式第9号、様式第10号、様式第10号の3及び様式第20号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に決議される森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程若しくは森林経営規程の制定、変更若しくは廃止、定款の変更、解散若しくは合併（以下「信託規程の制定等」という。）若しくは生産森林組合の組織変更に係る認可の申請又は施行日以後にされる森林組合等の決議の取消しの請求について適用し、施行日前に議決された森林組合等の信託規程の制定等若しくは生産森林組合の組織変更に係る認可の申請又は施行日前にされた森林組合等の議決の取消しの請求については、なお従前の例による。